

広島市報

定期第1121号
令和5年10月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例(第36号).....3
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第37号).....3
- 広島市火災予防条例の一部を改正する条例(第38号).....5

規 則

- 広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則及び広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(第49号).....6

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....7
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定.....7
- 介護保険法による指定事業者の指定.....7
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....7
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定.....7
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取り消し.....8
- 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更.....8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....8
- 開発行為に関する工事の完了.....8
- 子ども・子育て支援法の確認.....9
- 令和5年第4回広島市議会定例会の招集.....9
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件.....9
- 路上駐車場の休止.....9
- 子ども・子育て支援法の確認.....9
- 開発行為に関する工事の完了 3件.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定 2件.....10
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2件.....11
- 市営住宅の家賃の変更.....11
- 公共下水道の供用開始.....11
- 公共下水道の終末処理場による下水の処理開始.....11
- 令和4年度決算に係る健全化判断比率の公表.....12
- 令和4年度決算に係る資金不足比率の公表.....12
- 子ども・子育て支援法の確認.....12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....12
- 自転車等の所有権の取得.....13
- 市道の路線の認定.....13
- 道路の区域変更.....13
- 道路の供用開始.....13
- 広島市道路附属物駐車場条例による平成27年3月20日付け広島市告示第129号を令和5年11月1日より改正.....13
- 介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止の届出.....14
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出.....14
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出.....14
- 広島市介護予防・日常生活支援総合事業者の指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出.....14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3件.....14
- 放置自転車等の撤去(中区) 2件.....16
- 長期間駐車されていた自転車等の移動(中区) 2件.....16
- 放置自転車等の撤去(中区) 3件.....16
- 放置自転車の撤去(東区).....17
- 違法放置物件の除去(東区).....17
- 道路の供用開始(東区).....17



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- 道路の区域変更（東区）.....17
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....17
- 放置自転車の撤去（東区） 3件.....17
- 長期間駐車されていた自転車の移動（東区）.....18
- 道路の区域変更（東区）.....18
- 放置自転車等の撤去（南区）.....18
- 建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....18
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....18
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....18
- 放置自転車等の撤去（南区）.....18
- 向洋中町町内会の告示事項の変更（南区）.....19
- 東霞町内会の告示事項の変更（南区）.....19
- 放置自転車等の撤去（南区） 4件.....19
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....19
- 放置自転車等の撤去（南区）.....19
- 放置自転車等の撤去（西区） 2件.....20
- 建築基準法による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定（西区）.....20
- 放置自転車等の撤去（西区） 4件.....20
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件.....20
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....21
- 令和5年第2回緑井財産区議会定例会の招集（安佐南区）.....21
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....21
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....21
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....21
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....21
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区） 2件.....22
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....22
- 放置自転車等の撤去（安芸区） 2件.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）.....22
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....22
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件.....22
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....23
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....23

- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）.....23
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....23
- 選 管 告 示**
- 令和5年9月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....23
- 公職選挙法による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....24
- 監 査 公 表**
- 定期監査及び監査結果公表.....24
- 定期監査及び行政監査結果公表 2件.....24
- 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表.....26
- 定期監査及び行政監査結果公表 5件.....26

条 例

広島市条例第36号
令和5年9月29日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第9号中「又は」を「、」に改め、「第3条の3第1項」の右に「又は第3条の4第1項」を加える。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

広島市条例第37号
令和5年9月29日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「及び第14条の3第1項又は第4項」を「、第14条の3第1項又は第4項及び第14条の4第1項又は第5項」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第10条の6の2中「同条第1項及び」を「同条第1項、」に改め、「同条第4項」の右に「及び第14条の4第3項において準用する同条第1項又は同条第7項において準用する同条第5項」を加え、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第10条の7中「同条第1項」の右に「及び第14条の4第4項において準用する同条第1項又は同条第8項において準用する同条第5項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の

3第1項」を加える。

第14条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る保険料の減額）

第14条の4 当該年度において、世帯に出生被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出生被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第7条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）とする。

- (1) 当該出生被保険者に係る当該年度分の第8条の規定に基づき算定した額に12分の1を乗じて得た額に当該出生被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号のいずれかに該当する場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
 - (2) 当該出生被保険者に係る当該年度分の第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額に12分の1を乗じて得た額に当該出生被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）
- 2 第10条第3項の規定は、前項各号に掲げる額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「（第5項）とあるのは「（第7項において準用する第5項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第7条」とあるのは「第10条の6の3」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第8条」とあるのは「第10条の6の4」と、「第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額」とあるのは「第10条の6の5第1項第2号の規定に基づき算定した額」と、前項中「第10条第3項」とあるのは「第10条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「（第5項）とあるのは「（第8項において準用する第5項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第7条」とあるのは「第10条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第8条」とあるのは「第10条の9」と、「第10条第1項第2号」とあるのは「第10条の10第1項第2号」と、第2項中「第10条第3項」とあるのは「第10条の10第3項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第14条第1項の規定により基礎賦課額の減額をするものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第7条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）と

する。

(1) 当該出産被保険者に係る当該年度分の第8条の規定に基づき算定した額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額から、当該額に、第14条第1項第1号に掲げる納付義務者にあつては同号アに規定する割合を、同項第2号に掲げる納付義務者にあつては同号アに規定する割合を、同項第3号に掲げる納付義務者にあつては同号アに規定する割合を、それぞれ乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

6 第10条第3項の規定は、前項各号に掲げる額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「第14条第1項の」とあるのは「第14条第3項において準用する同条第1項の」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第7条」とあるのは「第10条の6の3」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、「第8条」とあるのは「第10条の6の4」と、「第10条第1項第2号の規定に基

づき算定した額」とあるのは「第10条の6の5第1項第2号の規定に基づき算定した額」と、「第14条第1項第1号」とあるのは「第14条第3項において準用する同条第1項第1号」と、前項中「第10条第3項」とあるのは「第10条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「第14条第1項の」とあるのは「第14条第4項において準用する同条第1項の」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第7条」とあるのは「第10条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第8条」とあるのは「第10条の9」と、「第10条第1項第2号」とあるのは「第10条の10第1項第2号」と、「第14条第1項第1号」とあるのは「第14条第4項において準用する同条第1項第1号」と、第6項中「第10条第3項」とあるのは「第10条の10第3項」と読み替えるものとする。

第21条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の右に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び生年月日
- (2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 出産の予定日（出産した後にあつては、出産の日）

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、同項第3号に掲げる事項その他の市長が必要と認める事項を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、国民健康保険法施行規則第32条の10の2第2号に該当する場合には、同項の規定による届出を省略させることができる。

附則第3条第1項の表第6条の3第2号エの項及び第10条の6の2第2号イの項中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改め、同表第10条の7第2号イの項中「第72条の3第1項」の右に「及び第72条の3の3第1項」を加え、同表に次のように加える。

第14条の4第1項	基礎賦課額	基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第7条の基礎賦課額と附則第3条第2項の基礎賦課額との合算額）
	第7条	第7条又は附則第3条第2項
第14条の4第1項第1号	第8条	第8条又は附則第3条第3項
第14条の4第1項	第10条第	第10条第1項第2号の規定に基

第2号	1項第2号の規定に基づき算定した額	づき算定した額又は附則第3条第4項に規定する同条第2項の被保険者均等割額
-----	-------------------	--------------------------------------

第14条の4第3項	後期高齢者支援金等賦課額	後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と附則第3条第7項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額）
-----------	--------------	---

	基礎賦課額	基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第7条の基礎賦課額と附則第3条第2項の基礎賦課額との合算額）
	第7条	第7条又は附則第3条第2項

	第10条の6の3	第10条の6の3又は附則第3条第7項
--	----------	--------------------

	第8条	第8条又は附則第3条第3項
--	-----	---------------

	第10条の6の4	第10条の6の4又は附則第3条第8項
--	----------	--------------------

	第10条第	第10条第1項第2号の規定に基
--	-------	-----------------

	1項第2号の規定に基づき算定した額	づき算定した額又は附則第3条第4項に規定する同条第2項の被保険者均等割額
	第10条の6の5第1項第2号の規定に基づき算定した額	第10条の6の5第1項第2号の規定に基づき算定した額又は附則第3条第9項に規定する同条第7項の被保険者均等割額
第14条の4第5項	基礎賦課額	基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第7条の基礎賦課額と附則第3条第2項の基礎賦課額との合算額）
	第7条	第7条又は附則第3条第2項
第14条の4第5項第1号	第8条	第8条又は附則第3条第3項
第14条の4第5項第2号	第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額	第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額又は附則第3条第4項に規定する同条第2項の被保険者均等割額
第14条の4第7項	後期高齢者支援金等賦課額	後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第10条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と附則第3条第7項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額）
	基礎賦課額	基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第7条の基礎賦課額と附則第3条第2項の基礎賦課額との合算額）
	第7条	第7条又は附則第3条第2項
	第10条の6の3	第10条の6の3又は附則第3条第7項
	第8条	第8条又は附則第3条第3項
	第10条の6の4	第10条の6の4又は附則第3条第8項
	第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額	第10条第1項第2号の規定に基づき算定した額又は附則第3条第4項に規定する同条第2項の被保険者均等割額

第10条の6の5第1項第2号の規定に基づき算定した額	第10条の6の5第1項第2号の規定に基づき算定した額又は附則第3条第9項に規定する同条第7項の被保険者均等割額
----------------------------	---

附 則

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第21条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第6条の3、第10条の6の2、第10条の7、第14条の4、第21条の3及び附則第3条の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

広島市条例第**38**号
令和5年9月**29**日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第12条の2第1項第4号中「雨水等」を「^{ろくろ}蓄電池について、雨水等」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

3 屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の火災防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面して設けるときは、この限りでない。

第14条第4項中「前項」を「第1項及び前項」に、「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第56条第1項第4号中「キャパレー」を「キャパレー」に改め、同項第13号中「蓄電池設備」の右に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のもを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

気体	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15 (注4)	15 (注4)
燃料			組込型こんろ・グリル付こんろ・					

び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に該当する設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなる設備のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

厨房設備	不燃	開放式	グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
	固体以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの			使用温度が摂氏800度以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が摂氏300度未満のもの	—	100	50	100	50	
				—					

附 則

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第56条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の広島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備に該当する設備（附則第4項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及

規 則

広島市規則第49号

令和5年9月26日

広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則及び広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則及び広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第4条の2第2項第5号」を「第4条の2第2項第6号」に改める。

- 広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成9年広島市規則第131号）第5条第2号
- 広島市建築基準法施行細則（昭和53年広島市規則第31号）第2条第1項

附 則

この規則は、令和5年9月28日から施行する。

告示

広島市告示第351号
令和5年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年9月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア平和公園訪問介護	広島市中区大手町三丁目1番20号	訪問介護
株式会社ダイキ	ヘルパーステーション古の市	広島市安佐南区古市三丁目4番6号メゾンボヌール209	訪問介護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア平和公園訪問看護	広島市中区大手町三丁目1番20号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社慈莉庵	ぽかぽか	広島市中区江波西二丁目8番12号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社てらす	てらす訪問看護リハビリステーション	広島市安佐北区可部五丁目6番13-102号	訪問看護及び介護予防訪問看護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアハッピーデイズ平和公園	広島市中区大手町三丁目1番20号	通所介護
社会福祉法人藤田長生会	神田山長生園ことぶき苑	広島市東区中山東一丁目5番37-5号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアラヴィール平和公園	広島市中区大手町三丁目1番20号	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

広島市告示第352号
令和5年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年9月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所	サービスの種類
-----	-----	---------

名称	名称	所在地	
株式会社グッドフォーチュン	ほねつぎデイサービス中山東	広島市東区中山東三丁目2番2号	地域密着型通所介護
株式会社プレモ・ネット	デイサービスセンターゆめきらり	広島市安佐北区可部南五丁目15番16号	認知症対応型通所介護

広島市告示第353号
令和5年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和5年9月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア平和公園訪問介護	広島市中区大手町三丁目1番20号	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
株式会社ダイキ	ヘルパーステーション古の市	広島市安佐南区古市三丁目4番6号メゾンボヌール209	訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアハッピーデイズ平和公園	広島市中区大手町三丁目1番20号	1日型デイサービス

広島市告示第354号
令和5年9月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和5年9月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア平和公園居宅介護支援	広島市中区大手町三丁目1番20号	居宅介護支援

広島市告示第355号
令和5年9月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に基づき指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	適応災害
広島市豪雨災害伝承館	安佐南区八木三丁目2 4-23	洪水、高潮

広島市告示第356号

令和5年9月1日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	取り消した 適応災害
鈴峰園保育園	佐伯区五日市中央四丁 目15-11	土砂、洪水（2階）、高潮

広島市告示第357号

令和5年9月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、東区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
広島駅新幹線口周辺地区 地区計画（変更）	広島市東区二葉の里三丁目の全部並びに二葉の里一丁目、二葉の里二丁目、上大須賀町及び若草町の各一部 南区松原町の一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市 都市整備局 都市計画課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
東区役所 建設部 建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
南区役所 建設部 建築課

広島市告示第358号

令和5年9月5日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 船越南商業施設
- (2) 所在地 広島市安芸区船越南二丁目1918-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 略

4 変更年月日

令和5年9月1日

5 届出年月日

令和5年8月31日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部政調課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年9月5日から令和6年1月5日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年1月5日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第359号

令和5年9月5日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告

します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区伴中央四丁目の3579番1、3579番7、3581番1、3582番1、3583番1の一部、3583番2及び3584番1
- 2 開発面積
2,526.94㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
- 4 検査済証交付年月日
令和5年9月5日

広島市告示第361号

令和5年9月6日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
令和5年8月10日

別紙 略

広島市告示第362号

令和5年9月8日

令和5年第4回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

- 1 招集日 令和5年9月15日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第363号

令和5年9月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活

保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第364号

令和5年9月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

次に掲げる機関 略

広島市告示第365号

令和5年9月8日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営東観音町第一駐車場	3区画	令和5年9月12日（火）午前8時から同日午後12時まで

- 2 休止する理由

西区建設部維持管理課が行う広島市市営東観音町第一駐車場周辺の樹木を伐採する工事の実施にあたって、当駐車場の利用を制限することにより、倒木等による利用者への危険を回避するため

広島市告示第366号

令和5年9月12日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
令和5年9月1日

別紙 略

広島市告示第 367 号

令和 5 年 9 月 14 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐北区三入五丁目の 285 番 2、290 番 1、296 番 3、298 番、299 番 1、300 番 1、301 番 1、301 番 2、301 番 4、301 番 5、301 番 6、302 番 4、302 番 5、384 番 1、384 番 2 及び 385 番 1
- 2 開発面積
2,878.03㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
山口県周南市新田二丁目 7 番 5 3 号
株式会社菊浜
代表取締役 石丸 朋文
- 4 検査済証交付年月日
令和 5 年 9 月 14 日

広島市告示第 368 号

令和 5 年 9 月 14 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区伴東二丁目の 9000 番の一部、9001 番・9002 番合併、9003 番 1 の一部、9003 番 3 の一部、9004 番の一部、9005 番、9006 番の一部、9007 番 1 の一部、9008 番 1 の一部、9009 番 1 の一部、9026 番 1、9026 番 2、9026 番 12、9026 番 22 の一部、9026 番 23、9030 番 1 の一部、9030 番 2 の一部、9035 番 1 の一部及び 9035 番 2 の一部
- 2 開発面積
6,880.89㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市安佐南区伴東二丁目 30 番 11 号
社会福祉法人 広島良城会
理事長 城谷 良文
- 4 検査済証交付年月日
令和 5 年 9 月 14 日

広島市告示第 369 号

令和 5 年 9 月 14 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市西区高須台三丁目の 22 番 2、22 番 3 及び 22 番 6
- 2 開発面積
2,949.15㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島県福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号
株式会社ブプレひまわり
代表取締役 梶原 聡一
- 4 検査済証交付年月日
令和 5 年 9 月 14 日

広島市告示第 370 号

令和 5 年 9 月 19 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
クリニック美容皮膚科広島並木通り院	広島市中区中町 2-8 並木 AR COビル 2 階	令和 5 年 9 月 1 日	令和 11 年 8 月 31 日
コスモス薬局上鞆町店	広島市中区上鞆町 3-3 1 階	令和 5 年 9 月 1 日	令和 11 年 8 月 31 日
戸田眼科皮膚科	広島市南区宇品東六丁目 2-4 6	令和 5 年 8 月 1 日	令和 11 年 7 月 31 日
医療法人社団つばき会 広島デンタルクリニック	広島市西区横川町三丁目 8-2 第二信和ビル 2 階	令和 5 年 8 月 1 日	令和 11 年 7 月 31 日
庚午のぞみ薬局	広島市西区庚午北二丁目 7-1 0	令和 5 年 8 月 1 日	令和 11 年 7 月 31 日
訪問看護ステーションこあら	広島市安佐南区上安二丁目 9-3 松岡第一ビル 203	令和 5 年 8 月 1 日	令和 11 年 7 月 31 日
ウエルシア薬局 広島可部南店	広島市安佐北区可部南五丁目 9-1 7	令和 5 年 9 月 1 日	令和 11 年 8 月 31 日
さくらケアーズ訪問看護事業所	広島市佐伯区城山二丁目 12 番地 11	令和 5 年 8 月 1 日	令和 11 年 7 月 31 日

広島市告示第371号

令和5年9月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションみのあか	広島市東区温品五丁目2-27 温品ビル207	令和5年4月1日	令和11年3月31日

広島市告示第372号

令和5年9月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第373号

令和5年9月19日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第374号

令和5年9月19日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）
別紙のとおり。
- 2 変更期間
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

3 変更理由

浴槽・風呂釜設置等

別紙 略

広島市告示第375号

令和5年9月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
令和5年9月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	南区	青崎一丁目の一部	分流
	佐伯区	三筋一丁目の一部	
汚水を排除	安佐南区	高取南一丁目、伴東三丁目及び伴東七丁目の各一部	
	安佐北区	口田南七丁目の一部	
	安芸区	瀬野南一丁目及び中野二丁目の各一部	
	佐伯区	利松三丁目、八幡一丁目及び美の里一丁目の各一部	

広島市告示第376号

令和5年9月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和5年9月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	

安佐南区	高取南一丁目、伴東三丁目及び伴東七丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水源再生センター
安佐北区	口田南七丁目の一部	
佐伯区	利松三丁目、八幡一丁目、三筋一丁目及び美の里一丁目の各一部	
南区	青崎一丁目の一部	
安芸区	瀬野南一丁目及び中野二丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第378号

令和 5 年 9 月 2 5 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率について公表する。

広島市長 松 井 一 實

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	9.8 (25.0)	164.8 (400.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。
- 2 括弧内に掲げる数値は、本市に適用される早期健全化基準を示す。

広島市告示第379号

令和 5 年 9 月 2 5 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率について公表する。

広島市長 松 井 一 實

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
中央卸売市場事業特別会計	—
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	—
開発事業特別会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
安芸市民病院事業会計	—

備考

- 1 資金不足比率の欄の「—」は、資金の不足額がないことを示す。
- 2 本市に適用される経営健全化基準は、20%である。

広島市告示第380号

令和 5 年 9 月 2 6 日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしましたので、同法第58条の11第1号の規定により公示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 子ども・子育て支援施設等の種類
児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第7条第10項第4号関係）
- 2 特定子ども・子育て支援提供者の名称、提供する施設又は事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 3 確認年月日
令和 5 年 9 月 1 日

別紙 略

広島市告示第381号

令和 5 年 9 月 2 6 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 アーバス安古市
 - (2) 所在地 広島市安佐南区相田一丁目15番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社NIPPON
代表取締役 吉川 芳和
東京都中央区京橋一丁目19番11号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 略
 - (2) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項 略
 - (3) 大規模小売店舗内の施設の運営方法に関する事項 略
- 4 変更年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 5 年 9 月 2 5 日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和 5 年 9 月 2 6 日から令和 6 年 1 月 2 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49

号) 第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年1月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第382号

令和5年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第383号

令和5年9月28日

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和5年9月28日から同年10月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起点
		終点
17640	西2区 212号線	西区観音新町一丁目8番地1地先
		西区観音新町一丁目8番地4地先
17641	安佐南1区 528号線	安佐南区川内二丁目1605番地1地先 安佐南区川内二丁目1604番地1地先
17642	安佐南3区 885号線	安佐南区西原八丁目963番地1地先
		安佐南区西原八丁目966番地3地先
17643	安佐北3区 1011号線	安佐北区可部町大字桐原字山根1481番地7地先
		安佐北区可部町大字桐原字山根1568番地1地先
17644	安佐北3区 1012号線	安佐北区三入三丁目212番地8地先
		安佐北区三入三丁目212番地12地先

広島市告示第384号

令和5年9月28日

道路の区域を次のように決定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和5年9月28日から同年10月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西2区 212号線	4.20メートル 10.00	メートル 26.56
市道	安佐南1区 528号線	4.13メートル 8.03	メートル 71.90
市道	安佐南3区 885号線	4.25メートル 8.25	メートル 85.95
市道	安佐北3区 1011号線	7.00メートル 23.00	メートル 207.20
市道	安佐北3区 1012号線	6.20メートル 11.30	メートル 81.70

広島市告示第385号

令和5年9月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年9月28日から同年10月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西2区 212号線	西区観音新町一丁目8番地1地先	令和5年9月28日
		西区観音新町一丁目8番地4地先	
市道	安佐南1区 528号線	安佐南区川内二丁目1605番地1地先	令和5年9月28日
		安佐南区川内二丁目1604番地1地先	
市道	安佐南3区 885号線	安佐南区西原八丁目963番地1地先	令和5年9月28日
		安佐南区西原八丁目966番地3地先	
市道	安佐北3区 1012号線	安佐北区三入三丁目212番地8地先	令和5年9月28日
		安佐北区三入三丁目212番地12地先	

広島市告示第386号

令和5年9月29日

広島市道路附属物駐車場条例（平成6年広島市条例第25号）第3条の規定に基づき、平成27年3月20日付け広島市告示第129号を、令和5年11月1日から次のとおり改正します。

広島市長 松井一實

駐車場の名称	入出場時間	休日	駐車場の規模	駐車することのできる車両の範囲
広島市中央駐車場	午前6時30分から翌日の午前1時まで。ただし、12月31日から1月2日までの間は、午前6時30分から翌日の午前6時30分まで。	年中無休	駐車台数300台	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する自動車のうち二輪車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車で車長5メートル及び車高2メートル以下のもの
			駐車台数465台	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち二輪車及び同条第3項に規定する原動機付自転車

広島市告示第387号

令和5年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第388号

令和5年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第389号

令和5年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の1第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第390号

令和5年9月29日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

広島市告示第391号

令和5年9月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 アーバス東千田
 - 所在地 広島市中区東千田町一丁目1番57

- 大規模小売店舗を設置する者

株式会社NIPPPO

代表取締役 吉川 芳和

東京都中央区京橋一丁目19番11号

- 変更事項

- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名（変更前）

名称	代表者	住所
株式会社NIPPPO	代表取締役 岩田 裕美	東京都中央区京橋一丁目19番11号

（変更後）

名称	代表者	住所
株式会社NIPPPO	代表取締役 吉川 芳和	東京都中央区京橋一丁目19番11号

- 小売業者の変更、小売業者代表者氏名、所在地別紙のとおり

- 変更年月日

- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
令和元年6月24日

- 小売業者の変更、小売業者代表者氏名、所在地別紙のとおり

- 届出年月日

令和5年4月12日

- 届出書の縦覧場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調課

- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 縦覧期間

令和5年9月29日から令和6年1月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年1月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 略

広島市告示第392号

令和5年9月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 広島三越

(2) 所在地 広島市中区胡町5番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社中国新聞文化事業社

代表取締役 山本 慶一郎

広島市中区胡町3番19号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社広島三越

代表取締役社長 吉田 尊弘

広島市中区胡町5番1号

(変更後) 株式会社広島三越

代表取締役社長 和田 金也

広島市中区胡町5番1号

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年4月17日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年9月29日から令和6年1月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年1月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第393号

令和5年9月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フジグラン高陽

(2) 所在地 広島市安佐北区亀崎一丁目1番6

2 大規模小売店舗を設置する者

広島県住宅供給公社

理事長 藤原 直樹

広島市中区大手町二丁目11番15号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の法人の代表者

(変更前) 伊達 英一

(変更後) 藤原 直樹

4 変更年月日

令和5年4月1日

5 届出年月日

令和5年4月18日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 5 年 9 月 29 日から令和 6 年 1 月 29 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 1 月 29 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示（中区）第 78 号

令和 5 年 9 月 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 79 号

令和 5 年 9 月 8 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 80 号

令和 5 年 9 月 15 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9 月 6 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させ

たので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 81 号

令和 5 年 9 月 15 日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9 月 8 日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（中区）第 82 号

令和 5 年 9 月 15 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 83 号

令和 5 年 9 月 22 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第 84 号

令和 5 年 9 月 29 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

は、処分します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第64号

令和5年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第65号

令和5年9月6日

道路法第44条の3第1項の規定により違法放置物件を除去し、同条第2項に基づき保管したので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第66号

令和5年9月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年9月8日から同月22日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東2区273号線	東区戸坂くるめ木二丁目49番地14地先から東区戸坂くるめ木二丁目309番地2地先まで	令和5年9月8日

広島市告示（東区）第67号

令和5年9月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年9月8日から同月22日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長

市道	東2区273号線	東区戸坂くるめ木二丁目49番地14地先から東区戸坂くるめ木二丁目309番地2地先まで	旧	メートル 5.30 ～ 9.60	メートル 30.56
			新	メートル 5.80 ～ 11.20	メートル 30.56

広島市告示（東区）第68号

令和5年9月8日

広島駅北口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年9月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示（東区）第69号

令和5年9月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第70号

令和5年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第71号

令和5年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第72号

令和5年9月19日

天神川駅北口第一自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和5年9月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(東区)第73号

令和5年9月22日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和5年9月22日から同年10月6日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東5区5号線	東区山根町字瀬野屋谷51番地6地先から東区山根町字瀬野屋谷51番地6地先まで	旧	メートル 6.01 ～ 6.04	メートル 10.90
			新	メートル 5.35 ～ 6.04	

広島市告示(南区)第107号

令和5年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(南区)第108号

令和5年9月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 指定番号
第3号
- 指定年月日
令和5年9月1日
- 路線名
都市計画道路駅前大州線
- 道路の位置
起点 南区南蟹屋二丁目661-9地先
終点 南区南蟹屋二丁目716-14地先
- 道路の幅員
39.0m
- 道路の延長
29.0m

広島市告示(南区)第109号

令和5年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(南区)第110号

令和5年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(南区)第111号

令和5年9月7日

広島駅南口第三A駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年9月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第112号

令和5年9月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転

車等を撤去し、保管したもので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第113号

令和5年9月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成18年6月30日付けで認可した向洋中町町内会(代表者 村島 政一)について、下記のとおり告示した事項に変更があったので同条例第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前	変更後
広島市南区向洋中町7番15号 石田 勝久	広島市南区向洋中町4番12号 村島 政一

広島市告示(南区)第114号

令和5年9月12日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として平成22年10月29日付けで認可した東霞町町内会(代表者 川角 譲治)について、下記のとおり告示した事項に変更があったので同条例第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前	変更後
広島市南区東霞町15番23号 石丸 勝	広島市南区東霞町9番14号 川角 譲治

事務所の所在地

変更前	変更後
広島市南区東霞町15番23号	広島市南区東霞町9番14号

広島市告示(南区)第115号

令和5年9月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第116号

令和5年9月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第117号

令和5年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第118号

令和5年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(南区)第119号

令和5年9月28日

広島駅南口第三B駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、令和5年9月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したもので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第120号

令和5年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転

車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示
します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第82号

令和5年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により
別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定
により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第83号

令和5年9月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により
別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定
により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第84号

令和5年9月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定
に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を、下記
の対象区域について認定しました。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の位置 広島市西区庚午中四丁目の12-14の
一部及び12-15
- 2 認定番号 第R05認定通知広島市建40003号
- 3 認定年月日 令和5年9月11日

広島市告示(西区)第85号

令和5年9月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により
別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定
により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第86号

令和5年9月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により
別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定
により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第87号

令和5年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により
別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定
により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(西区)第88号

令和5年9月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により
別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定
により告示します。

広島市長 松井一實

別表 略

広島市告示(安佐南区)第87号

令和5年9月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5
号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課におい
て一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 令和5年9月7日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長束三丁目の886番の一
部、887番2の一部、888番の一部、8
89番1の一部、925番1の一部、886
番地先里道及び889番1地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m
延長 53.66m

広島市告示(安佐南区)第88号

令和5年9月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和5年9月8日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区八木九丁目の760番の一部、760番2の一部及び760番地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00m
延長 25.64m

広島市告示（安佐南区）第89号

令和5年9月13日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年9月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第90号

令和5年9月13日

令和5年第2回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 招集日時 令和5年9月22日（金）午後4時
- 招集場所 佐東公民館 第1研修室
- 議事日程
 - 日程第1 会期の決定について
 - 日程第2 令和4年度緑井財産区会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第3 報告事項
 - (1) 例月出納検査結果報告について
 - (2) 緑井財産区境界確定測量業務について
 - (3) 緑井財産区に関する冊子について

広島市告示（安佐南区）第91号

令和5年9月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号

- 2 指定年月日 令和5年9月14日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長東五丁目1070番5の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.02メートル
延長 35.59メートル

広島市告示（安佐南区）第92号

令和5年9月27日

長期間駐車されていた自転車等については、令和5年9月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐北区）第81号

令和5年9月1日

安佐北区の無料駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、令和5年8月26日及び同月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第82号

令和5年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により、令和5年8月28日に別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第83号

令和5年9月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 令和5年9月6日
- 3 道路の位置 広島市安佐北区可部南一丁目1255番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.00メートル

延長 21.87メートル

広島市告示(安芸区)第76号

令和5年9月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第7号
- 2 指定年月日 令和5年9月15日
- 3 道路の位置 広島市安芸区船越二丁目770番2の一部
- 4 幅員 4.50メートル
- 5 延長 33.31メートル

広島市告示(安芸区)第77号

令和5年9月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 令和5年9月26日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野七丁目の3495番の一部、3496番の一部及び3497番の一部
- 4 幅員 4.50メートル
- 5 延長 30.13メートル

広島市告示(安芸区)第78号

令和5年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第79号

令和5年9月26日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第80号

令和5年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第81号

令和5年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第82号

令和5年9月26日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(安芸区)第83号

令和5年9月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第97号

令和5年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去

し、令和5年8月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第98号

令和5年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去
し、令和5年9月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第99号

令和5年9月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去
し、令和5年9月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第100号

令和5年9月13日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自
転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等につい
ては、令和5年9月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等につい
ては、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第101号

令和5年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去
し、令和5年9月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第102号

令和5年9月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去
し、令和5年9月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第103号

令和5年9月21日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止しま
す。

その関係図書は、令和5年9月21日から同年10月5日ま
で、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧
に供します。

広島市長 松井一實

種類	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	佐伯3区188号 里道の一部	佐伯区倉重一丁目9番4地先か ら同所9番4地先まで

広島市告示(佐伯区)第104号

令和5年9月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市
条例第98号)第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去
し、令和5年9月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動した
ので、同条例12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

選挙告示

広島市選挙管理委員会告示第24号

令和5年9月1日

令和5年9月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第
67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律
第59号)の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織
及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定によ
る教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次
のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

- 1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及
び第75条第1項(市の事務の執行に関する監査の請求)並び
に市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市

町村の長に対する合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数
19,583人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
222,390人

3 地方自治法第80条第1項(議員の解職の請求)及び地方自治法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区	38,348人
東 区	32,624人
南 区	39,276人
西 区	51,591人
安佐南区	65,472人
安佐北区	39,249人
安 芸 区	21,236人
佐 伯 区	38,578人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数
163,186人

~~~~~  
**広島市選挙管理委員会告示第25号**  
令和5年9月27日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定に基づき提出された公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を同法第192条の規定により、次のとおり公表します。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

**公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨**

- 選挙の種類  
令和5年4月9日執行 広島市議会議員一般選挙
- 選挙運動に関する支出金額の制限額(法定選挙運動費用額)

|         |            |
|---------|------------|
| 中区選挙区   | 6,554,700円 |
| 東区選挙区   | 6,414,500円 |
| 南区選挙区   | 6,202,800円 |
| 西区選挙区   | 6,265,300円 |
| 安佐南区選挙区 | 6,361,300円 |
| 安佐北区選挙区 | 6,642,000円 |

安芸区選挙区 6,085,300円  
佐伯区選挙区 6,577,900円

3 報告書の要旨  
別紙のとおり。  
別紙 略

=====  
**監査公表**  
=====

**広島市監査公表第22号**  
令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之  
同 井戸 陽子  
同 山本 昌宏  
同 平野 太祐

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

- 監査の対象
  - 対象局部課等

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| 企画総務局                      | 公文書館     |
|                            | 法務課      |
|                            | 秘書課      |
| 東京事務所                      |          |
|                            | 広報課      |
|                            | 市民相談センター |
| 区役所(中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯) |          |
| 市民部                        | 区政調整課    |
  - 監査の範囲  
令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。  
ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。
- 監査の期間  
令和5年4月24日から同年8月2日まで
- 監査の着眼点  
市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。
- 監査の実施内容  
抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。
- 監査の結果  
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしとおおむね適正であった。

~~~~~  
広島市監査公表第23号

令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
 同 井戸 陽子
 同 山本 昌宏
 同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

市民局 生涯学習課
 人権啓発部 人権啓発課
 地域交流センター（東、西）
 男女共同参画課
 区役所（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）
 市民部 区政調整課
 地域起こし推進課

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和5年4月24日から同年8月17日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次に述べる事項を除き、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

（公民館の施設管理に係る委託業務等の不適切な契約方法について）

地方公共団体の契約は、公平性及び経済性の確保の観点から一般競争入札によることが原則であり、随意契約は例外的な場合のみ認められているものである。

しかしながら、監査対象課では、公民館の施設管理に係る委託業務契約及び施設修繕契約において、一つの業務又は修繕として一体的に発注すべきであるものを、合理的な理由なく分割して随意契約により発注している事例が複数見受けられた。

ついては、市は、契約における公平性及び経済性の確保の必要性を改めて認識し、適切な契約方法による発注の徹底を図られ

たい。

広島市監査公表第24号
 令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
 同 井戸 陽子
 同 山本 昌宏
 同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

環境局 環境政策課
 温暖化対策課
 環境保全課
 業務部 業務第一課
 業務第二課
 産業廃棄物指導課
 環境事業所（中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）
 健康福祉局 衛生研究所 生活科学部
 環境科学部
 区役所（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）
 市民部 区政調整課
 （南、佐伯）
 市民部 地域起こし推進課
 （東、南、安佐南、安佐北、安芸、佐伯）
 市民部 出張所（12か所）
 （東、南、安佐南、安佐北、佐伯）
 厚生部 地域支えあい課
 （中、南）
 建設部 維持管理課

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和5年4月14日から同年8月2日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第25号
令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
同 井戸 陽子
同 山本 昌宏
同 平野 太祐

定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果
公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

道路交通局 自転車都市づくり推進課

公共交通政策部
(旧都市交通部から移管された事務)
交通施設整備部
(旧都市交通部から移管された事務)

区役所 (西)

市民部 地域起こし推進課
(中、東、南、西)
建設部 維持管理課
(安佐南、安佐北、安芸、佐伯)
農林建設部 維持管理課
(安佐南)
農林建設部 地域整備課

株式会社広島バスセンター
広島高速交通株式会社

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体等にあつては、出納その他の事務とした。

2 監査の期間

令和5年4月17日から同年8月2日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあつては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点か

ら監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第26号
令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
同 井戸 陽子
同 山本 昌宏
同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

下水道局 管理部 管理課
維持課
水資源再生センター (千田、江波、旭町、西部)

区役所 (安佐南、安佐北、安芸、佐伯)
農林建設部 維持管理課
地域整備課

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和5年4月21日から同年8月2日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第27号
令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
 同 井戸 陽子
 同 山本 昌宏
 同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

消防局 総務課
 施設課
 消防署 (中、東、南、西、安佐南、
 安佐北、安芸、佐伯)
 水上出張所
 出張所(15か所)

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和5年4月17日から同年8月2日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第28号

令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
 同 井戸 陽子
 同 山本 昌宏
 同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

水道局 企画総務課
 財務課
 人事部
 技術部 調整課
 計画課
 技術管理課
 設備課
 水質管理課
 施設課
 浄水場(牛田、緑井、
 高陽)

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和5年4月17日から同年8月2日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

広島市監査公表第29号

令和5年9月8日

広島市監査委員 古川 智之
 同 井戸 陽子
 同 山本 昌宏
 同 平野 太祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

市選挙管理委員会事務局 啓発課
 選挙課
 区選挙管理委員会事務局
 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)

(2) 監査の範囲

令和4年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和 5 年 4 月 1 7 日から同年 8 月 2 日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。



広島市監査公表第 3 0 号

令和 5 年 9 月 8 日

広島市監査委員	古 川 智 之
同	井 戸 陽 子
同	山 本 昌 宏
同	平 野 太 祐

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

都市整備局	営 繕 部	営 繕 課
安佐北区役所	農林建設部	維持管理課
		農 林 課
		地域整備課
安芸区役所	農林建設部	維持管理課
		農 林 課
		地域整備課
水道局	技 術 部	設 備 課
		浄 水 場 (牛田、緑井、高陽)

(2) 監査の範囲

令和 4 年度に属する契約金額が 1 0 0 万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした。

2 監査の期間

令和 5 年 4 月 2 7 日から同年 8 月 2 日まで

3 監査の着眼点

(1) 工事の設計、積算、契約及び施工等並びに委託業務の内容及び積算等が法令に適合し、正確に実施されているか、また、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(2) 過去に実施した工事監査の中で検出した事務処理誤り等について、類似の工事等の事務が改善され適切に実施している

か。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。